

[ペット](#)『ペット』の
よく見られているページ[ペット](#)

ペット

犬の登録と予防注射

登録

狂犬病予防法により、生後3カ月をすぎた飼い犬は登録をしなければなりません。

登録は犬の生涯にわたって有効となり、毎年登録の手続きをする必要はありません。

持参するもの	手数料（一頭につき）
印鑑（認印）	3,000円

・登録は犬を所有してから30日以内に行ってください。

・生後3カ月未満の犬を飼った時は、生後90日を過ぎた日から30日以内に登録をしてください。

・転居や婚姻などにより登録事項に変更があった場合は、犬の所有者住所当変更届（WORD）を提出してください。

・飼い犬が死亡した場合は、登録の抹消をしますので、必ず死亡届を生活環境係へ届け出て下さい。

※登録の変更や抹消の際には登録（鑑札）番号が必要になりますので、鑑札は失くさないようにして下さい。

電子申請での届出も可能です。

狂犬病予防注射は、毎年1回接種することが義務づけられています。

大洗町では春に集合注射を実施し、登録犬については、個別に通知をいたします。

実施日時や場所などについては「広報、週報」でお知らせします。

なお、指定日に予防注射のできなかった方は、最寄りの動物病院にて実施し、注射済証を生活環境課へお届け下さい。

動物病院で個別に注射を受けた方

持参するもの	手数料（一頭につき）
・ 狂犬病予防注射済証 （獣医師から発行されたもの）	550円
・ 集合注射のお知らせのハガキ （大洗町から発送されたもの）	

狂犬病予防注射を受けた犬には注射済み票が交付されます。

注射済み票の犬への着票は狂犬病予防法により飼い主に義務づけられています。

迷子札の代わりにもなりますので、必ず飼い犬の首輪等に着けましょう。

令和5年度狂犬病予防集合注射について

大洗町では、飼い主の皆様の利便性向上のため、集会所等を利用して集合注射を実施しています。

◆令和5年度狂犬病予防注射の日程

の動物病院で接種をお願いいたします。

期日	時間		場所		
5月10日 (水)	午前	9:00~9:15	祝町旧亀屋商店前		
		9:25~9:55	幕末と明治の博物館		
		10:05~ 10:15	大洗神社大鳥居前		
		10:25~ 10:35	漁村広場公園駐車場		
		10:45~ 11:00	二丁目・千手観音堂前		
		11:10~ 11:20	西福寺前		
		11:30~ 11:40	大洗和銅駐車場		
	午後	13:10~ 13:20	髭釜・道祖神社		
		13:30~ 13:40	永町会館		
		13:50~ 14:10	ゆっくら健康館東側駐車場		
		14:20~ 14:30	教育センター前		
		5月11日 (木)	午前	9:00~9:10	松川・岡野肥料店前
				9:20~9:30	松川集落センター前
				9:40~9:50	神山集落センター前
10:00~ 10:20	農業会館前				

[くらし](#)
[子育て・教育](#)
[健康・福祉](#)
[いざという時に](#)
[農・水・商工業](#)
[町政情報](#)

		11:10～ 11:25	大貫集会所前
	午後	13:10～ 13:30	五反田集会所前
		13:40～ 14:00	掘割集会所前
		14:10～ 14:20	桜道児童公園（南壮前）
		14:30～ 14:50	大洗駅前
5月14 日 (日)		午前	9:00～10:00

各接種場所については、下記マップよりご確認ください。



飼い主の方で以下の事項に該当する場合は、来場をお控えください。

- ・発熱、咳、のどの痛み等の症状がある場合
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴または在住者との濃厚接触がある場合

○当日は来場前に検温・体調の確認を行ってください。少しでも体調が悪い場合は、来場をお控えください。

【会場内では・・・】

○他の来場者と十分な間隔（2メートル以上）を確保し、接触を避けてください。

特定犬を飼われている方へ

茨城県では咬み付き事故を起こしやすい犬や咬み付き事故を起こした場合重大な事故になる可能性のある犬について、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例で特定犬と規定しています。

特定犬とは

1) 人に危害を加えるおそれのあるものとして県知事が定める8犬種

秋田犬
紀州犬
土佐犬
ジャーマン・シェパード
ドーベルマン
グレート・デーン
セント・バーナード
アメリカン・スタッフォードシャー・テリア (アメリカン・ピットブル・テリア)

2) 体高（地面から肩の高さ）60cmかつ体長（肩から尾の付け根）70cm以上の犬

3) その他県知事の指定した犬（人を2回以上咬んだことのある犬など）

特定犬の飼い主には犬の登録と注射の他に、以下のことが義務付けられています。

[くらし](#) [子育て・教育](#) [健康・福祉](#) [いざという時に](#) [農・水・商工業](#) [町政情報](#)

2. 飼養場所にて正入を飼養している目の係「特定犬」のシールを飼養場所住居の出入り口等の見やすい場所に貼ること。

※「特定犬」のシールは毎年郵送にて交付しています。

飼い犬・猫がいなくなってしまった場合

飼っている犬や猫がいなくなった場合は下記までご連絡ください。

1. 大洗町役場生活環境課（TEL 029-267-5111）

- ・近隣の方から保護の情報があった場合お知らせいたします。
- ・飼い犬・猫の特徴、鑑札・注射済み票の番号（犬の場合）をお知らせください。

2. 茨城県動物指導センター（TEL 0296-72-1200）

- ・保護された方から連絡が入っている可能性があります。
- ・ホームページから保護している犬、猫等の確認ができます。

[茨城県動物指導センターHP（不明犬・猫等保護情報）](#)

[くらし](#) [子育て・教育](#) [健康・福祉](#) [いざという時に](#) [農・水・商工業](#) [町政情報](#)

隣市町村の交番に届けられていることもあります。

※迷い犬や猫を保護された方も上記の機関へご連絡をお願いいたします。

咬傷事故の場合（飼い犬が人を噛んでしまったら）

犬に噛まれたら、当日のうちに**茨城県動物指導センター**に届けなければなりません。（土日・祝日の場合は警察へ届出をしてください。）

また、噛まれた方はすぐ最寄りの医師に診断を受けて下さい。

連絡先

茨城県動物指導センター（TEL 0296-72-1200）

平日 午前9時～午後5時30

※上記以外の時間帯には警察へ連絡して下さい。

犬や猫が飼えなくなった／飼い犬・猫が死んでしまった時

犬や猫が飼えなくなった方

犬や猫に関する相談は、茨城県動物指導センターに相談してください。

茨城県動物指導センターでは、家庭でどうしても飼えなくなった犬や猫の引き取りを行なっています。

安易な引き取りは行っていませんので、新たな飼い主を探すなどの努力をしたうえで、茨城県動物指導センターにご相談ください。

犬・ねこ引き取り手数料（1頭（匹））	
・生後91日以上 <small>の犬・ねこ</small>	2,000円
・生後90日未満 <small>の犬・ねこ</small>	400円

飼い犬・猫は終生飼養が原則です。

次の飼い主を見つけるなど、不幸な命を失くす努力をしましょう。

問合せ

茨城県動物指導センター（TEL:0296-72-1200）

ペットの火葬

飼っているペット類が死亡し火葬、埋葬する場合は、斎場窓口で手続きをして下さい。なお、友引の日は業務を行っておりません。また、本町以外の方の動物の火葬は行いません。

ペット火葬料金		
種別	単位	使用料
犬	1匹(15Kg未満)	10,000円
	1匹(15kg以上)	15,000円
猫等	1匹	10,000円

※動物火葬炉の利用にあたり、町内者であることを確認するため免許証等の提示をお願いしています。

ペット（犬・猫）を飼ううえでのマナー

犬の場合

- ・散歩の際、ふんは袋等で持ち帰り、尿は水をかけるなどの対応を行い周辺環境を害さないようにしましょう。
- ・放し飼いは禁止されているため、逃げないようにきちんと繋ぎ、必要に応じて柵等を設置しましょう。
- ・誤って逃げてしまい、迷子になった際に飼い主が特定できるよう、マイクロチップの装着や登録の鑑札、狂犬病予防注射済の鑑札を首輪に付けましょう。

猫の場合

- ・屋内で飼養しましょう。感染症・交通事故等を防ぎ、ふん・尿等による迷惑行為を防止できます。
- ・誤って屋外に出て迷子になった際に飼い猫であることがわかるよう、マイクロチップの装着や猫の名前書いてあるもの等を首輪に付けましょう。

その他

- ・犬や猫を捨てたり、傷つけたりすると動物愛護法違反により処罰の対象となります。
- ・繁殖予定がない場合は、不妊措置を行い、終生飼養をしましょう。
- ・改正動物愛護法に「動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となる恐れのある場合は、不妊手術等の措置を講じなければならない」という内容が明記されました。
- ・野良犬及び野良猫へ無責任な餌やり行為を行わないで下さい。無責任な餌やりは不幸な命を増やして

TNR活動について

大洗町では、公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこNTR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

公益財団法人どうぶつ基金

お問い合わせ 生活環境課 生活環境
せ：係
代表電話番 029-267-5111
号：
FAX：029-266-3577
Mail：[お問合せフォーム](#)



閲覧機能

[くらし](#) [子育て・教育](#) [健康・福祉](#) [いざという時に](#) [農・水・商工業](#) [町政情報](#)

[著作権とリンク](#) | [個人情報保護方針](#) | [サイトマップ](#) | [関連リンク](#)

[課所一覧](#)

[お問合せ](#)

大洗町役場

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275 [[MAP](#)]

TEL:029-267-5111 (代表)

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝祭日を除く）

※水曜日は午後6時30分までとなります。

※年末年始等の開庁時間は広報誌をご確認ください。

Copyright © 2021 OARAI TOWN. All rights reserved.

▲
PAGE
TOP